

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 法人会 自主点検チェックシート活用のご案内
- ◆ 「パソコン講座」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
3	4	(水)	花いっぱい運動	14:30～16:00 於:舞鶴地区
3	9	(月)	総務委員会	14:00～16:00 於:事務局会議室
3	17	(火)	決算事務説明会	14:00～16:30 於:福岡ガーデンパレス
3	17	(火)	経営セミナー	14:00～15:30 於:福岡ガーデンパレス
3	18	(水)	正副会長会議	15:00～16:00 於:福岡ガーデンパレス
3	18	(水)	理事会	16:00～17:00 於:福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
3		()	役員会	於:未定
3	10	(火)	新人研修会・税務研修会・健康経営セミナー	16:00～18:00 於:TKPエルガーラホール 7F
3	10	(火)	懇親会	18:30～21:00 於:警固神社社務所ビル
3	13	(金)	カップリングパーティ	19:00～21:00 於:TENJIN TERRA 7F

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
3	6	(金)	役員会	11:00～12:00 於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

3月2日 (2月28日期限分)

- 12月決算法人 (決算期の定めのないものを含む。) の確定申告
- 6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

3月10日

- 源泉所得税の納付

3月16日

- 所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
- 贈与税の申告
- 所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の青色申告の承認申請
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告

3月31日

- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

(II) 知らないで損する税情報

令和8年度税制改正 ～ 法人税関係 ～

税理士 堤 一 博

令和7年12月19日に与党(自由民主党・日本維新の会)による「令和8年度税制改正大綱」を受け、「令和8年度税制改正の大綱」(以下、「大綱」)が、令和7年12月26日に閣議決定されました。

大綱の基本的な方針は、次のとおりです。

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。**「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。**税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税(仮称)の創設等を行う。

(財務省「令和8年度税制改正の大綱の概要」(令和7年12月26日閣議決定)前文から抜粋)

上記下線部分を中心となる法人税関係の大きな改正・見直し等の概要を、大綱に準拠しつつ説明します。

【法人課税】

- 「強い」経済の実現に向けた対応

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制(建物を含む即時償却や税額控除7%等)が創設されます。

産業競争力強化法の改正を前提に、全業種の青色申告書を提出する法人が、「生産等設備」を構成する「一定の規模以上」の機械装置、工具、器具、備品、建物、建物附属設備構築物及びソフトウェアで、産業競争力強化法改正法の施行日(2024年9月2日)から令和11(2029)年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けた「特定生産性向上設備等(仮称)」を「取得等」し、国内にあるその法人の貸付を除く事業の用に供した場合(※注)には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定生産性向上設備等について普通償却限度額との合計額でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物については4%)の税額控除との選択適用ができるものとします。

ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間繰越しができることとします。

- 「生産等設備」とは、法人の事業の用に直接供される減価償却資産といい、事務用器具備品、本店・寄宿舎等の建物、福利厚生施設は除かれます。

「一定の規模以上」のものとは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品：1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
(それぞれ1台又は1基の取得価格が40万円以上でかつ一事業年度におけるその取得価格の合計が120万円以上のものを含む)
- ③ 建物：一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ④ 建物付属設備及び構造物：それぞれの一の取得価額が120万円以上のもの
(建物付属設備については、一の取得価格が60万円以上でかつ一事業年度におけるその取得価格の合計が120万円以上のものを含む)
- ⑤ ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上のもの

●「特定生産性向上設備等(仮称)」とは、産業競争力強化法の実施要綱の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいいます。

- ① 令和11年3月31日までの間に生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上)であること
 - ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること
 - ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること
 - ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
 - ⑤ 生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること
- (※注) 経済産業大臣の確認を受けた日から5年を経過する日まで期間内に特定生産性向上設備等を取得等した場合に限ります。

●「取得等」とは、取得(その製作又は建築の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。

●控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたもの限り、適用できることとされます。【控除限度額：法人税法×20%(上限) 控除限度超過額：3年間の繰越し可能】

(2) 研究開発税制の拡充等

- ① 特定重点研究開発(重点産業技術(仮称)(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)のうち早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発として確認を受けた研究及び開発)については、既存の研究開発税制とは別枠で新たに「戦略技術領域型」が創設され4つの制度で構成されます。産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で、同法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に同法の「重点研究開発計画(仮称)」の認定を受けたもの(以下、「認定研究開発法人」という。)の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額(認定研究開発法人が適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う重点研究開発に係る試験研究費の額で、一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。)がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%(産業技術強化法の重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同として行う試験研究又は特別重点産業技術に委託する試験研究費の場合には50%)の税額控除できるものとします。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間繰越しができることとします。
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度については、令和9(2027)年4月1日以後に開始する事業年度から税額控除率を見直し、その上限を14%(控除率0~14%)とする特例の適用期限を3年延長します。
- ③ 中小企業技術基盤強化税制については、主として税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長し、控除限度額超過額については、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超えることを条件に3年間の繰越しができることとします。
- ④ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度については、オープンイノベーション型に係る税制控除制度の見直しとして、所定の要件を満たすことで経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が指定した金額とします。新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された日以後5年以内にその法人の役員

又は使用人となった者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加える等の見直しが行われます。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度(賃上げ促進税制)の見直し (所得税についても同様とする)

- ① 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されます。
- ② 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人(中堅企業)向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、次の見直しが行われます。
 - i 原則の税額控除率(10%)が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合を現行の3%以上から4%以上とする
 - ii 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%(その増加割合が6%以上である場合には15%)加算する措置とする
 - iii 教育訓練費に係る上乘せ措置を廃止する
- ③ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乘せ措置は、廃止されます。

●税制上の基準額の見直し

- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(即時償却(全額損金算入)が可能となる制度)(租税特別措置法第67条の5)については、対象となる減価償却資産の取得価額を現行の「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げ、対象から除外される法人の従業員基準を現行の「500人を超える」から「400人を超える」に引き下げた上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長されます。

出典：財務省 令和8年度税制改正の大綱 令和7年12月26日 閣議決定
 財務省 令和8年度税制改正の大綱の概要 令和7年12月26日 閣議決定
 経済産業省 令和8年度 経済産業関係 税制改正について 令和7年12月
 経済産業省 令和8年度税制改正のポイント

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2026	3	17(火)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入済)	福岡ガーデンパレス
		17(火)	14:00~15:30	〃	経営セミナー (チラシは2月号に封入済)	〃
		18(水)	15:00~15:50	〃	正副会長会	〃
		18(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃
	4	6(月)	09:30~16:00	本部	新社会人セミナー (チラシは2月号に封入済)	西鉄IN福岡 (アクロス福岡前)
		23(木)	14:00~14:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		23(木)	15:00~16:00	〃	理事会	〃
		8(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座(ワード初級)1回目 (チラシは3月号に封入)	サンセルコビル
		15(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座(ワード初級)2回目	〃
		22(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座(ワード初級)3回目	〃
		10(金)	10:30~16:30	〃	パソコン講座(エクセル初級)1回目 (チラシは3月号に封入予定)	〃
	17(金)	10:30~16:30	〃	パソコン講座(エクセル初級)2回目	〃	
	5					
	6	12(金)	未定	本部	第14回通常総会	KKRホテル博多
12(金)		未定	〃	会員交流会	〃	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)